

第4号議案

苦情及び相談対応に係る情報公表について

(案)

業務規程第184条第4項に基づき、以下のとおり、平成28年度の本機関における苦情及び相談対応についてとりまとめ、公表する。

1. 公表日
平成29年5月31日
2. 公表内容
別紙のとおり
3. 公表方法
本機関ウェブサイトに掲載

以上

別紙：公表文書

(別紙)

平成28年度における苦情及び相談対応について

平成29年5月31日
電力広域的運営推進機関

I. 概況

1. 総括

当機関の紛争解決対応室は、平成28年度において、送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を55件受領し、うち2件は当機関の業務に関する苦情又は相談であった。これに前年度からの継続案件9件を加えた64件のうち、63件について対応を終了した。

終了案件のうち、業務規程第186条に基づく和解の仲介（あっせん・調停）を行ったものが2件あり、うち1件は和解が成立し、もう1件は相手方不応諾により終了となった。

<参考> 業務規程（平成29年4月1日変更）

第184条（苦情及び相談対応）

本機関は、法第28条の40第7号に基づき、電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。

2 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、電気供給事業者等から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者等への回答を含む必要な対応を速やかに行う。

3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前2項に準じて取り扱う。

4 本機関は、前各項の苦情及び相談の内容を定期的に取りまとめ、公表する。

5 前各項の苦情及び相談の内容のうち、法人等および個人が特定される情報については、秘密情報として適切に取り扱う。

第185条（あっせん・調停への移行）

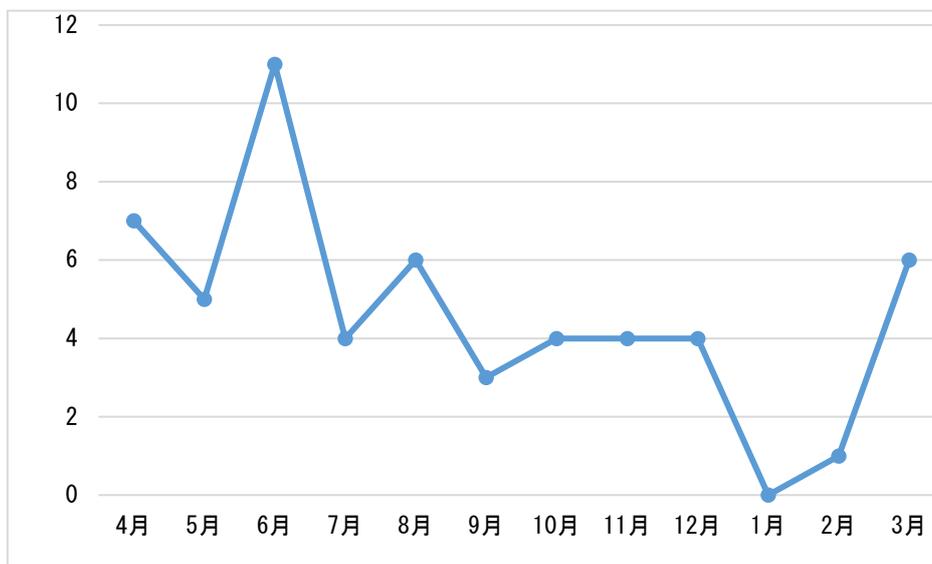
本機関は、前条第1項及び第2項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必要に応じて、第20章のあっせん・調停の手続について説明する。

第186条（紛争解決）

本機関は、法第28条の40第7号に基づき、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づき、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

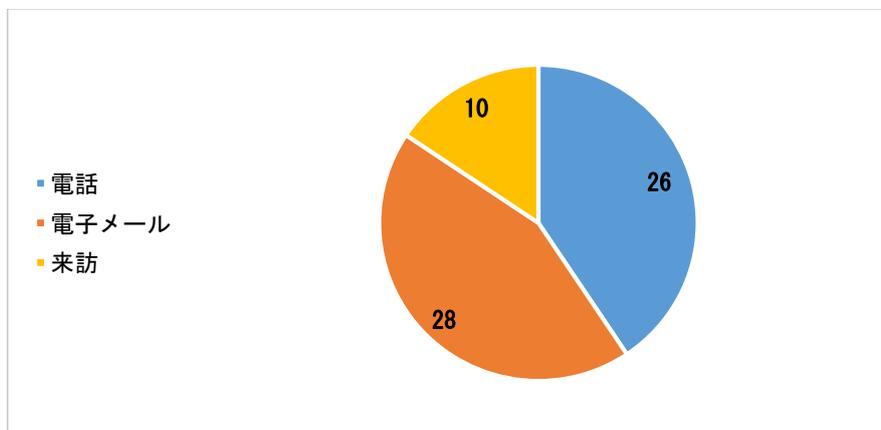
2. 受付件数及び受付手段

表 1 月別受付件数



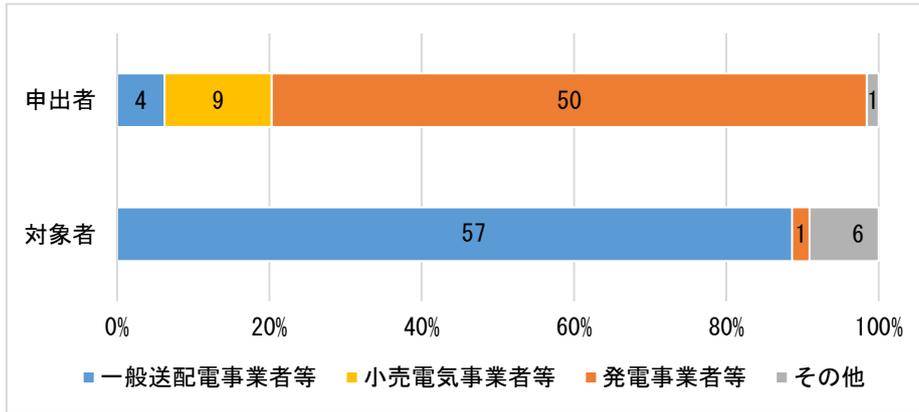
(注) 前年度からの継続案件9件を除いた本年度受領の55件について掲載。

表 2 受付手段



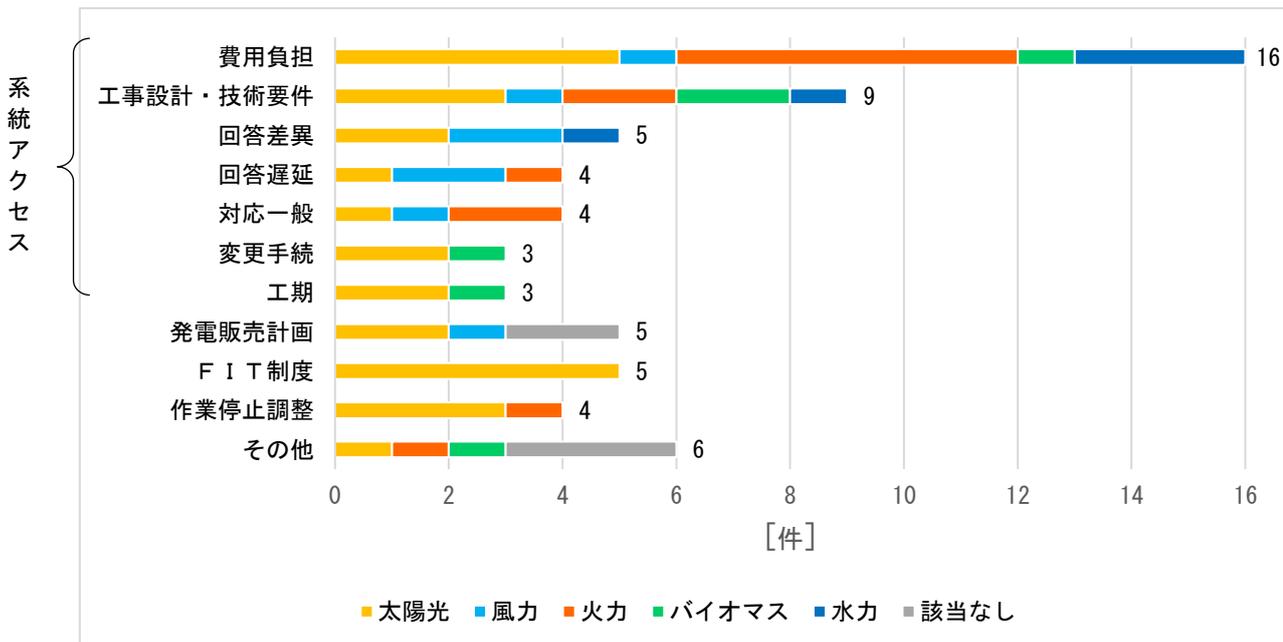
3. 受付内容

表 3 申出者の事業種別比率



「一般送配電事業者等」：一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者
 「小売電気事業者等」：小売電気事業者又は登録特定送配電事業者
 「発電事業者等」：発電事業者その他の発電設備設置者
 「その他」：上記の区分以外ではあるが、電気供給事業者との保守、施工若しくは設備等の売買契約又は出資関係がある者等、申出について電気供給事業者と一定の関係がある者（事業者団体を含む。）
 「対象者」：苦情又は相談の内容において特定の相手方が存在する場合のその相手方

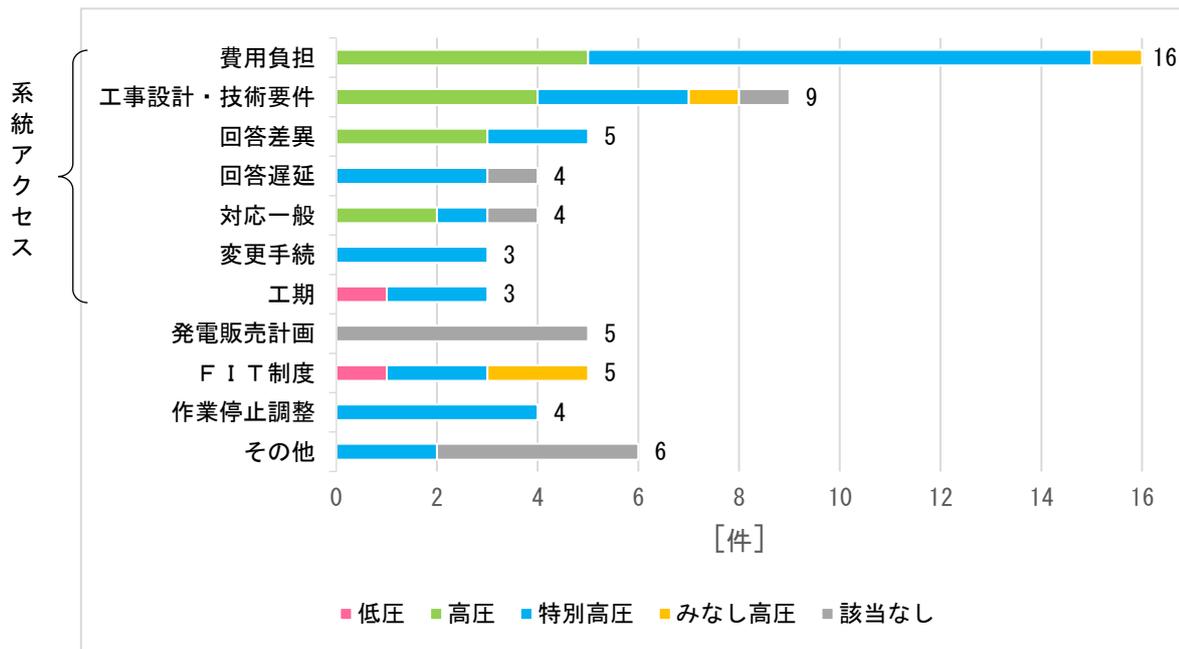
表 4 受付内容主旨内訳（電源種別）



「工事設計・技術要件」：発電設備の連系についての接続検討又は契約申込みにおいて示された系統連系技術要件に対する相談。
 「回答差異」：発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果と接続検討の回答に差異があること又は差異の説明についての相談。
 「回答遅延」：送配電等業務指針に定めのある接続検討、同時申込み及び契約申込みに対する一般送配電事業者の回答期間を超過することについての相談。
 「対応一般」：系統アクセス手続において、発電事業者等からの問い合わせに対する返答状況、回答書に関する説明状況等一般送配電事業者の対応についての一般的な相談。
 「変更手続」：系統アクセス手続において、契約申込み後に申込みの内容を変更する場合に、当該変更が「軽微な変更」に該当するか、又は、該当せずに再度接続検討が必要となるかについての相談。

※複数の要素を含む内容が多く、上の分類は厳密なものではない。

表 5 受付内容主旨内訳（電圧区分）



発電設備等の一設置者当たりの電力容量による連系の区分は以下の通り。

「低圧」：原則として50kW未満のもの。

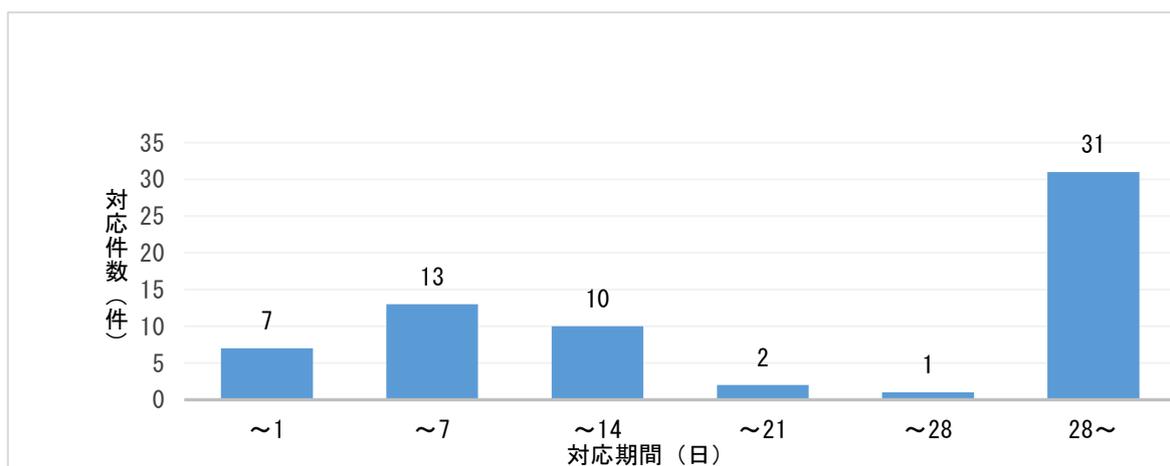
「高圧」：同上2,000kW未満のもの。

「特別高圧」：同上2,000kW以上のもの。

「みなし高圧」：同一の事業地における複数の低圧連系設備の集合であり、実質的には高圧連系に該当するもの。

4. 対応期間

表 6 対応期間の分布



II. 受付事例

1. 苦情及び相談

1. 1 送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談（受付内容主旨別）

表 7 費用負担

1	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して接続検討の申込みを行ったところ、上位系統対策工事の費用の一部が特定負担となる旨の回答であったが、当該費用負担について納得ができない。	
	対応概要	申出者が、当機関による検証を希望したことから、系統アクセス室にて妥当性の確認を行い、その確認結果の回答をもって対応を終了した。	
2	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して接続検討の申込みを行ったが、回答に含まれる概算工事費等（送配電等業務指針（平成29年4月1日変更。以下「業務指針」という。）第85条第1項各号 ¹⁾ ）の妥当性について客観的な確認手段はないか。	
	対応概要	当機関の系統アクセス業務の対象であることから、系統アクセス室にて妥当性の確認を行い、その確認結果の回答をもって対応を終了した。	
3	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して接続検討の申込みを行ったところ、回答があったが、そこで記載のあった連系案の総工事費に関する金額の妥当性について説明を求めても詳細な説明がない。	
	対応概要	調整の結果、申出者と一般送配電事業者が当事者間で協議を行うこととなったため、対応を終了した。	

¹ 業務指針第85条第1項（接続検討の回答）

一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。

- 一 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由）
- 二 系統連系工事の概要（系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等）
- 三 概算工事費（内訳を含む）及び算定根拠
- 四 工事費負担金概算（内訳を含む）及び算定根拠
- 五 所要工期
- 六 系統連系希望者に必要な対策
- 七 接続検討の前提条件（検討に用いた系統関連データ）
- 八 運用上の制約（制約の根拠を含む）

4	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して接続検討の申込みを行ったところ、工事費負担金に関する書類の追加提出を求められたが、その目的が分からない。	
	対応概要	一般送配電事業者に対し、書類提出の必要性と目的を照会し、その結果を申出者に伝えたところ、了解が得られたため、対応を終了した。	
5	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	一般送配電事業者等	その他（不特定）
	申出内容	「発電設備の設置に伴う電力システムの増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（資源エネルギー庁電力・ガス事業部平成27年11月6日制定）の公表前に契約申込みを行った系統連系希望者に対し、新費用負担ルールの適用希望を確認しなかった自社の対応に問題がないか確認したい。	
	対応概要	系統連系希望者から旧費用負担ルールを前提とした接続検討の回答に基づく契約申込みがなされている以上、旧費用負担ルールに基づき系統連系を希望する意思を表明したものとみなされることから、申出者の対応に特段の問題はなかったと考えられる旨を回答し、対応を終了した。	
6	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して接続検討の申込みを行ったところ、上位系統対策工事の費用の一部を特定負担とする旨の回答であったが、当該費用負担について納得できる説明が得られない。	
	対応概要	一般送配電事業者に対して、費用負担について申出者に十分な説明を行うよう依頼し、当該説明が行われた結果、申出者の了解が得られたため、対応を終了した。	
7	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	工事費負担金契約の締結にあたり、仮に計画を中止した場合に高額な弁償金の支払いが必要になることが判明したため、一般送配電事業者と弁償金の範囲や工事工程の設定等の見直しについて協議を進めているが、折り合いが付かない。	
	対応概要	当機関にて、支払方法、支払額及び工事工程その他工事費負担金契約に係る事項についての双方の主張を整理し、調整を継続している。	

8	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	その他（発電設備施工業者）	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して接続検討の申込みを行ったところ、上位系統対策工事が必要であるとの回答であったが、工事費負担金が高額であり、かつ、系統に与える影響が小さいことから、上位系統対策工事をせずに連系したい。	
対応概要	具体的な工事方法及び工事費負担金の内訳に関しては、まずは一般送配電事業者に相談するよう助言し、申出者の了解が得られたため、対応を終了した。		
9	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者から、計画変更に伴い工事費負担金が増額となる旨を通知されたが、当該負担金の増額分が適正なものか不明である。	
対応概要	一般送配電事業者に対して工事費負担金増額の根拠を照会し、その結果を申出者に伝えたところ、申出者と一般送配電事業者間で協議することとなったため、対応を終了した。		
10	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して接続検討の申込みを行ったところ、上位系統対策工事の費用の一部を特定負担とする旨の回答であったが、当該費用負担について納得できる説明が得られない。	
対応概要	一般送配電事業者に対して費用負担について申出者に十分な説明を行うよう促し、当該説明が行われた結果、申出者の了解が得られたため、対応を終了した。		
11	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して契約申込みを行ったところ、上位系統対策工事が必要との回答であり、工事費負担金が高額であることに納得ができない。	
対応概要	一般送配電事業者に対し、工事の必要性及び工事費負担金の算出根拠を確認し、その確認結果を申出者に伝えたところ、了解が得られたため、対応を終了した。		

12	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対してFIT電源の接続検討と契約申込みの同時申込み（業務指針100条第1項 ² ）を行ったところ、その回答受領後において、系統状況の変化があったことから、当初回答内容での連系が困難である旨の連絡があったが、詳細が不明で納得ができない。	
	対応概要	一般送配電事業者に対して系統状況の変化等の状況を確認し、その確認結果を申出者に伝えたところ、申出者と一般送配電事業者間で協議することとなったため、対応を終了した。	
13	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して接続検討の申込みを行ったところ、高額な工事費負担金が必要との回答であった。	
	対応概要	一般送配電事業者に対して工事費負担金の根拠を確認し、その確認結果を申出者に説明したところ、申出者と一般送配電事業者間で協議することとなったため、対応を終了した。	
14	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	工事費負担金の算出の前提となる送電損失の算出に用いる電源単価の設定に疑義がある。	
	対応概要	調整の結果、電源単価について、申出者と一般送配電事業者で協議することとなったため、対応を終了した。	
15	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者から、工事費負担金の支払について、分割払いができない旨の説明を受けたが、その理由について伺いたい。	
	対応概要	一般送配電事業者に確認したところ、原則は一括払いであるが、協議が調べば分割払いが可能であり（業務指針103条第2項 ³ ）、個別に協議させて欲しいとのことであったため、その旨申出者に伝えたところ、申出者と一般送配電事業者で協議することとなったため、対応を終了した。	

² 業務指針第100条第1項（同時申込み）

第100条 第89条第1項第1号にかかわらず、系統連系希望者がFIT法に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統とFIT電源との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる（以下「同時申込み」という。）。但し、接続検討の申込みと発電設備等に関する契約申込みの申込内容は統一しなければならない。

³ 業務指針第103条第2項（工事費負担金契約の締結等）

2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要工事着手するまでに、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連系等に必要工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。

16	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	費用負担	発電事業者等	一般送配電事業者等
申出内容	工期15か月の工事に関して、自社の支払手続の都合上、2か年の分割払いを行いたいが、一般送配電事業者が応じてくれない。		
対応概要	一般送配電事業者によれば、一概にある年数を超えたからではなく、あくまで工事又は工程を考慮した上で分割払いが可能かを判断しており、さらに、最終的には当事者間の協議により支払方法が決定される（業務指針103条第2項但書 ³⁾ ）旨を説明したところ、申出者の了解を得たため、対応を終了した。		

表 8 工事設計・技術要件

17	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	工事設計・技術要件	一般送配電事業者等	その他（不特定）
申出内容	高速再閉路を適用する系統へ発電設備を接続する場合において、既設発電所の軸強度への影響の検討費用を、当該接続を希望する発電事業者が一部負担すべきか確認したい。		
対応概要	他の一般送配電事業者に対し、本件に関するアンケート調査を実施し、その結果を申出者に伝えたところ、申出に係る検討自体の必要性を見直す意向が示されたため、対応を終了した。		
18	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	工事設計・技術要件	発電事業者等	一般送配電事業者等
申出内容	一般送配電事業者に対して事前相談の申込みを行ったところ、上位系統の制約のため空容量がゼロと言われた。自社の所有する他の発電設備の出力を抑制することを条件に連系できないか。		
対応概要	仮に申出者の要望通りに特定の発電設備の出力を抑制することによって空容量が生じた場合であっても、系統の容量確保は、契約申込みが受け付けられた時点で行われることとなるため、必ずしも申出者の電源が優先的に連系できるとは限らないこと等を説明したところ、申出者の了解が得られたため、対応を終了した。		
19	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	工事設計・技術要件	その他（発電設備販売業者）	一般送配電事業者等
申出内容	自社と取引のある発電事業者が、一般送配電事業者に対して事前相談の申込みを行ったところ、上位系統対策工事が必要との回答であった。自家消費分を考慮し、当該工事は不要とできないか。		
対応概要	詳細な事実関係を確認するため、当事者である電気供給事業者の話を聞く必要があると判断し、申出者に対し、当該電気供給事業者に当機関へ連絡するよう伝言を依頼したが、当該電気供給事業者からの連絡はなく、申出者もそれ以上の対応を求めなかったため、対応を終了した。		

20	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	工事設計・技術要件	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	連系の条件として設置が必要とされた無効電力補償装置（SVC）設置時の力率改善等について、一般送配電事業者との協議が進まない。	
	対応概要	調整の結果、装置の具体的な制御方法・条件等について、申出者と一般送配電事業者間で協議することとなったため、対応を終了した。	
21	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	工事設計・技術要件	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者からの接続検討の回答書に示された連系案のみではなく、自社が提案する連系案についても検討を求めたいが、協議が進まない。	
	対応概要	申出者より、当機関の紛争解決手続に移行する旨の連絡があったため、対応を終了した。	
22	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	工事設計・技術要件	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者との連系場所についての協議が折り合わず、工事費負担金契約の締結ができない状態となっている。	
	対応概要	一般送配電事業者に対して工事費負担金契約締結の見込みを確認し、申出者に伝えたところ、了解が得られたため、対応を終了した。	
23	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	工事設計・技術要件	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	既設の自家用発電設備について、設備容量からは特別高圧設備としての申込みが必要となるが、当該設備の自家消費量を除いた一部のみの逆潮流であるため、特別高圧ではなく高圧設備として接続検討の申込みをしたいと考えているが、一般送配電事業者との協議が調わない。	
	対応概要	接続検討の申込み以前の相談であったため、接続検討の申込み以降の進捗によって再度相談して欲しい旨を伝えたところ、申出者の了解が得られたため、対応を終了した。	
24	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	工事設計・技術要件	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して契約申込みを行ったところ、接続検討の段階では知らされてなかった系統連系技術要件への適合を求められた。	
	対応概要	申出者、一般送配電事業者及び当機関にて、接続検討回答書を確認したところ、系統連系技術要件の記載があることが認められ、申出者が、今後は一般送配電事業者と直接協議したいという意向を示したため、対応を終了した。	

25	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	工事設計・技術要件	発電事業者等	一般送配電事業者等
申出内容	一般送配電事業者が、個々の発電設備の設備容量ではなく、複数の発電設備の設備容量の合計値に対して系統連系技術要件への適合を求めることに納得ができない。		
対応概要	一般送配電事業者に対し、申出者へ詳細な説明を行うよう促したところ、当該説明が行われ、その後申出者が一般送配電事業者と直接協議することとなったため、対応を終了した。		

表 9 回答差異

26	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	回答差異	発電事業者等	一般送配電事業者等
申出内容	一般送配電事業者に対して契約申込みを行ったところ、接続検討の回答後に系統状況が変化したことにより、上位系統対策工事が必要となった。その際に、連系条件等についての詳細な説明が行われなかった。		
対応概要	申出者に対し、上位系統対策工事が必要となる場合の連系条件等の詳細な説明を行い、上位系統対策工事の必要性について、申出者の了解が得られたため、対応を終了した。		
27	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	回答差異	その他（発電設備施工業者）	一般送配電事業者等
申出内容	自社と取引のある発電事業者が、一般送配電事業者から、接続検討段階では接続可能と言われていたのに、契約申込み時には、空容量がゼロと言われた。このように連系の条件が変更されるのであれば、自社の事業にも影響があるため、詳細を伺いたい。		
対応概要	当事者である発電事業者に問い合わせたところ、発電事業者自体は一般送配電事業者の回答に納得しており、申出者もこれ以上の対応を求めなかったため、対応を終了した。		
28	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	回答差異	発電事業者等	一般送配電事業者等
申出内容	一般送配電事業者が示した工事費負担金の金額について、契約申込みの回答が接続検討の回答と異なるにもかかわらず、十分な説明がない。		
対応概要	申出者より、一般送配電事業者に対する事実確認までは求めない旨の意向が示されたため、必要があれば再度相談を頂くこととし、対応を終了した。		

29	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	回答差異	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者から、系統状況の変化による再接続検討により、電源接続案件募集プロセス（以下「募集プロセス」という。）が開始される旨の連絡を受けた。一般送配電事業者の対応に問題があったのではないか。	
	対応概要	接続検討の申込みが集中し、順次接続検討を実施していく中で空き容量がゼロとなったものであり、一般送配電事業者の対応には問題がなかった旨を説明したところ、申出者の了解が得られたため、対応を終了した。	
30	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	回答差異	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者から、系統状況の変化による再接続検討により、募集プロセスが開始される旨の連絡を受けた。一般送配電事業者の対応に問題があったのではないか。	
	対応概要	接続検討の申込みが集中し、順次接続検討を実施していく中で空き容量がゼロとなったものであり、一般送配電事業者の対応には問題がなかった旨を説明したところ、申出者の了解が得られたため、対応を終了した。	

表 10 回答遅延

31	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	回答遅延	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して接続検討の申込みを行ったところ、先行する他の案件の検討を理由に回答が遅延しており、このままでは自社の工事が遅延するのではないか懸念している。	
	対応概要	申出者に対し、一般送配電事業者に確認した進捗状況、今後の見込み等を説明し、自社の工事に関する遅延のおそれが払拭されたため、対応を終了した。	
32	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	回答遅延	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して接続検討の申込みを行ったところ、当機関や関係行政機関との協議のために回答が遅延するとの連絡があった。	
	対応概要	関係行政機関や一般送配電事業者とも協議の上、申出者に対し、回答が遅延する理由及び進捗状況等について説明し、了解が得られたため、対応を終了した。	

33	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	回答遅延	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	FIT法 ⁴ 改正に伴い、複数の風力発電設備について契約申込みを行ったところ、そのうち1件について業務指針第100条第2項に規定する回答期間内 ⁵ に回答できない旨の連絡があった。業務指針の回答期間を超過することは問題ではないか。	
	対応概要	業務指針第100条第2項の回答期間は、系統状況や連系方法等個別の事由により回答期限を超過することもあり得ることを説明し、同条第3項により一般送配電事業者に進捗状況を確認できる旨を助言したところ、申出者の了解が得られたため、対応を終了した。	
34	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	回答遅延	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	今年度の固定買取価格の適用を受けるために9か月間の回答期間（業務指針第100条第2項）を考慮して接続検討の申込みを行ったが、既に6か月を経過してもなお回答が得られていないため、今年度中に接続契約を締結できる見通しが立たない。	
	対応概要	一般送配電事業者に対して回答が遅延している理由及び回答見込みを確認し、申出者に伝えたところ、年度末までの契約締結の見通しが立ったため、対応を終了した。	

表 11 対応一般

35	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	対応一般	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して契約申込みを行ったが、2か月以上も連絡がない。	
	対応概要	申出者から事情を詳しく伺う中で、申出者より、一般送配電事業者の状況も理解でき、今しばらく待った上で連絡がなければ再度相談する旨の意向が示されたため、対応を終了した。	
36	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	対応一般	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	契約申込みに対する回答が遅いなど一般送配電事業者の対応に不満がある。	
	対応概要	対応が遅れた要因として、提出書類の誤り等申出者に起因する事情が認められたため、その点を指摘し、再度手続を進めてもらうことについて申出者の了解を得たため、対応を終了した。	

⁴ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第108号)

⁵ 第100条第2項（同時申込み）

一般送配電事業者は、系統連系希望者から同時申込みを受け付けた場合は、発電設備等に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとし、回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者に速やかに通知する。

一 認定発電設備が太陽光発電設備の場合 発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月

二 前号に掲げる以外の場合 発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月又は系統連系希望者と合意した期間

37	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	対応一般	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	接続検討回答書の誤記やその問い合わせへの返答が遅いなど、一般送配電事業者の対応について不満がある。	
	対応概要	申出者の主張する事実が認められたため、当該一般送配電事業者に対し、接続検討回答書の誤記の発生原因について当機関への報告を依頼し注意喚起を行うとともに、問い合わせへの返答が遅れた理由を申出者へ丁寧に説明するよう促し、その説明が行われた結果、申出者が了解したため、対応を終了した。	
38	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	対応一般	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して接続検討申込みを行ったところ、提出書類の補正の指示を受けたこと等、一般送配電事業者の対応に疑義がある。	
	対応概要	一般送配電事業者に対し、補正の理由等を申出者へ説明するよう促し、当該説明が行われた結果、申出者が了解したため、対応を終了した。	

表 12 変更手続

39	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	変更手続	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	契約申込み後に発電設備の設置場所を変更することになったところ、わずかな距離にもかかわらず、再度接続検討が必要になると言われたが、その必要性に疑義がある。	
	対応概要	距離にかかわらず、連系場所の変更がある場合には、前提条件が異なることから、再接続検討が必要となる場合もあることを説明した上で、詳細については一般送配電事業者を確認すべき旨を助言したところ、申出者の了解が得られたため、対応を終了した。	
40	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	変更手続	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	契約申込みに関する協議において、自社の行う発電設備の変更が、業務指針第105条第1項第5号 ⁶ に定める「軽微な変更」に該当せず、再度接続検討が必要という連絡を受けたが、納得ができない。	
	対応概要	相談を受けた変更内容は、当機関の公表している軽微な変更の典型例（平成28年5月13日公表「送配電業務指針第94条第4号及び第105条第1項第5号の考え方について」）には該当しないこと等を説明したところ、申出者の了解が得られたため、対応を終了した。	

⁶ 業務指針第105条（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）

一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由がなければ、連系等を拒んではならない。

一～四（略）

五 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更（但し、軽微な変更は除く。）する必要がある場合

41	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	変更手続	一般送配電事業者等	その他（不特定）
	申出内容	自社で連系承諾した案件において、連系場所の変更が生じたところ、当該変更が業務指針第105条第1項第5号に規定する「軽微な変更」に該当するか、広域機関の見解を伺いたい。	
	対応概要	「軽微な変更」の解釈及び具体例を示した上で、最終的には一般送配電事業者において案件毎に判断頂く旨を説明したところ、申出者の了解が得られたため、対応を終了した。	

表 13 工期

42	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	工期	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者との工事費負担金契約の締結後、一方的に工法変更に伴う工期の延長及び工事費負担金の増額があることに納得ができない。	
	対応概要	一般送配電事業者に対し、工期の延長及び工事費負担金の増額理由について申出者に十分な説明を行うよう促し、その旨を申出者に伝えたところ、申出者より、その説明を受けた上で必要があれば再度相談するとの意向が示されたため、対応を終了した。	
43	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	工期	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して接続検討の申込みを行ったところ、その回答内容のうち工事費負担金及び工期に疑義がある。	
	対応概要	工事費負担金及び工期の疑義を払拭するために一般送配電事業者を確認すべき事項を助言した結果、申出者と一般送配電事業者間で協議することになったため、対応を終了した。	
44	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	工期	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者の行う用地交渉の遅延により、工事費負担金の請求等以降の手続が遅れており、連系開始日がわからない。	
	対応概要	一般送配電事業者に対して状況を確認したところ、工事費負担金の算定が終了し、今度の手続の見通しについて説明があり、連系開始日については申出者と協議することとなったため、対応を終了した。	

表 14 発電販売計画

45	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	発電販売計画	小売電気事業者	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者から、F I T 特例制度の各月の計画配分比率の設定に関して、ある月の配分に誤りがあったにもかかわらず、正しい配分比率での再配分は実施しない旨を通知されたが、納得ができない。	
	対応概要	一般送配電事業者を確認したところ、各事業者に個別に対応したいとの意向が示され、申出者にその旨を伝えたところ、一般送配電事業者と個別に相談することで申出者の了解が得られたため、対応を終了した。	
46	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	発電販売計画	小売電気事業者	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が F I T 特例制度に基づき計画値を設定するにあたり、平成 28 年 3 月までと同年 4 月以降とで計画配分値の前提となる電力量に違いが生じる理由が不明である。	
	対応概要	一般送配電事業者を確認したところ、平成 28 年 3 月までと同年 4 月以降の把握できる電力量の違いが理由であると判明したため、申出者にその旨を伝えたところ、了解が得られたため、対応を終了した。	
47	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	発電販売計画	小売電気事業者	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が設定する F I T 特例制度に基づく計画値の計算方法等が実態に沿っていない。	
	対応概要	F I T 制度自体に関する相談であることから、申出者に対して国の相談窓口を案内し、対応を終了した。	

表 15 F I T制度

48	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	F I T制度	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	早期に契約申込みを行ったにもかかわらず、F I T法に基づく指定電気事業者制度の適用対象とされることに納得ができない。	
	対応概要	指定電気事業者制度の趣旨等を説明したところ、申出者より、今後は当事者間で協議したい旨の意向が示されたため、対応を終了した。	
49	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	F I T制度	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	F I T法に基づく認定発電設備の調達価格について、契約申込み時に認識していたものとは異なる価格であった。	
	対応概要	事実関係を確認するため、申出者に資料提供等を依頼したが、対応をいただけなかったため、対応を終了した。	
50	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	F I T制度	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	F I T法の改正に伴う固定価格買取制度の変更に間に合わせるため、早急に一般送配電事業者と接続契約を締結したいので、助言を頂きたい。	
	対応概要	申出者の主旨がF I T法の解釈に関するものであることから、申出者に対してF I T問い合わせ窓口等の適切な相談窓口を案内し、対応を終了した。	
51	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	F I T制度	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して契約申込みを行ったが、対応が遅く、当初の見込み通り、F I T制度の変更前に契約を締結できるか不安である。	
	対応概要	一般送配電事業者より、当初の見込み通りの時期に契約の締結が可能であることを確認し、申出者に伝えたところ、了解が得られたため、対応を終了した。	
52	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	F I T制度	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	複数の太陽光発電設備について、一般送配電事業者に対し、同時期に契約申込みを行ったにもかかわらず、そのうちの1件について、次年度分の調達価格が適用されたことに不満がある。	
	対応概要	当機関において事実関係を整理し、申出者に説明したところ、申出者より、今後は当事者間で協議したい旨の意向が示されたため、対応を終了した。	

表 16 作業停止調整

	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	作業停止調整	発電事業者等	一般送配電事業者等
53	申出内容	自社の太陽光発電設備が接続している回線の作業停止計画により、年間に二度も発電の停止が求められることに納得ができない。	
	対応概要	一般送配電事業者より、本年度の計画は、あくまで次の調整対象期間を考慮したものであり、次年度以降も同様に停止を求めるものではないこと、及び運用上の対策について申出者に提案する考えであることを確認し、今後は当事者間で協議したい旨の意向が示されたため、対応を終了した。	
	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	作業停止調整	発電事業者等	一般送配電事業者等
54	申出内容	自社の太陽光発電設備が接続していない他の回線の作業停止計画の影響により、接続する回線に制約が生じるという理由から、自社への発電の停止又は抑制が求められることに納得ができない。	
	対応概要	接続していない他の回線の停止であっても、接続している回線の潮流調整のために発電設備の停止又は抑制が必要となること及び接続検討の回答書における連系の条件として本件制約についての記載があることを説明した上で、発電の停止又は抑制の時期及び期間については当事者間で協議するよう助言したところ、申出者の了解を得られたため、対応を終了した。	
	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	作業停止調整	一般送配電事業者	発電事業者等
55	申出内容	発電事業者の系統連系工事のため、既設の発電事業者への発電停止又は抑制が必要となったが、その期間が長期にわたるため、作業停止計画の調整が困難となっている。	
	対応概要	申出者と協議を重ねていく中で、申出者より、停止又は抑制量を削減する方向で発電事業者と調整していきたいとの意向が示されたことから、当機関としても、適宜情報提供を頂き、同様の事象が生じた場合の対応策を検討していくこととし、対応を終了した。	
	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	作業停止調整	発電事業者等	一般送配電事業者等
56	申出内容	一般送配電事業者の行う電力設備の改修工事のために、自社への発電停止又は抑制が求められることに納得ができない。	
	対応概要	一般送配電事業者による作業停止調整会議にて協議されることになったため、当機関の所掌部門が対応を引き継ぎ、関係する電気供給事業者から協議の経過について報告を受けることとし、対応を終了した。	

表 17 その他

57	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	その他	小売電気事業者等	その他（不特定）
	申出内容	インバランス料金の精算にあたって、計量値が一般送配電事業者と小売電気事業者とで異なることは問題ではないか。	
	対応概要	インバランス料金の在り方に関する相談であることから、申出者に対して国の相談窓口を案内し、対応を終了した。	
58	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	その他	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して事前相談の申込みを行ったところ、受電電圧を上位の電圧で接続する場合の工事費負担金概算や所要工期が示されていない回答であったため、一般送配電事業者との協議が進まない。	
	対応概要	申出者が希望する工事費負担金概算や所要工期は、接続検討の回答の際に示されることを説明し、申出者の了解を得られたため、対応を終了した。	
59	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	その他	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して契約申込みを行ったところ、発電設備を設置する予定の土地の一部に係争中のものが含まれているため、手続が進まないことを懸念している。	
	対応概要	土地の一部の変更など個別事情の取扱いについては、一般送配電事業者の判断に委ねられるため、一般送配電事業者とまずは協議するように促したところ、申出者と一般送配電事業者間で協議することとなったため、対応を終了した。	
60	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	その他	発電事業者等	その他（不特定）
	申出内容	非FIT電源に関する接続検討の申込みにもかかわらず、一般送配電事業者から、FIT制度に関する案内が届いた。	
	対応概要	一般送配電事業者によっては、注意喚起のため、FIT法に基づく認定を受けていない発電設備の申込みであっても案内する必要がある旨を説明したところ、申出者の了解が得られたため、対応を終了した。	
61	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	その他	小売電気事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	FIT法改正省令による回避可能費用算定の激変緩和措置について、一般送配電事業者ごとに対応が異なることに不満がある。	
	対応概要	FIT法改正に関する相談であることから、申出者に対して国の相談窓口を紹介し、対応を終了した。	

62	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	その他	発電事業者等	一般送配電事業者等
申出内容	発電出力の抑制について、一般送配電事業者から接続契約時に受けた説明よりも実施回数が多いことに不満がある。		
対応概要	一般送配電事業者と接続契約の確認を実施すべきこと等を助言したところ、申出者より、一般送配電事業者との当事者間協議を行いたい旨の意向が示されたため、対応を終了した。		

1.2 電気供給事業者等からの当機関の業務に関する苦情又は相談

表 18 受付事例

1	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	発電販売計画	小売電気事業者等	当機関
申出内容	広域機関から、FIT特例制度に基づく発電販売計画の記載に関する誤りを指摘されたが、「広域機関システム操作マニュアル」の記載自体が分かりにくいことや広域機関システムの操作に関する周知不足にも原因があるのではないかと。		
対応概要	当機関の今後の業務改善のためのご意見・ご要望として承り、関係部署と協議の上、対応策等を検討することとした。		
2	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	発電販売計画	小売電気事業者等	当機関
申出内容	広域機関システムにおいて、FIT特例制度に基づく発電販売計画を一般送配電事業者から受け取れない事象などの不具合が生じており、改善を求めたい。		
対応概要	システムに不具合が生じた原因を究明し、今後の改善状況等を踏まえた説明を行ったところ、申出者の了解を得られたため、対応を終了した。		

2. 和解の仲介（あっせん・調停）案件の概要

2. 1 案件番号 1-A 太陽光発電設備の系統連系に関する紛争

(1) 経過

平成28年	10月 7日	発電事業者A（申請当事者）の申請を受理（⇒（2））
	10月 11日	発電事業者A及び相手方当事者となる一般送配電事業者Xに対して受理を通知
	10月 18日	一般送配電事業者Xが応諾
	10月 21日	一般送配電事業者Xから応諾があった旨を発電事業者Aに通知
	10月 28日	実施確認書を受領
	11月 4日	パネル実施者3名の選任を当事者に通知
	11月 16日	第1回期日開催
平成29年	1月 27日	第2回期日開催（第1回期日において紛争解決パネルからの依頼事項に対する回答の提出⇒（3））
	3月 30日	第3回期日開催（和解合意書の締結⇒（4）） 和解成立により終了

(2) 申請における主な主張

ア) 申請内容

太陽光発電設備の系統接続に際して、一般送配電事業者Xから、連系送電線と同電圧での連系を求められたが、そのような条件ではなく、連系電圧まで昇圧するための変電設備を一般送配電事業者Xが設置する前提条件での接続検討を実施してもらいたい。

イ) 理由

- ① 一般送配電事業者が発電設備の連系に必要な送電線を自ら設置する例があるため、同様に変電設備の設置も検討対象になり得ると考えられるため。
- ② 求められた変電設備を設置した場合、発電事業者Aにおける保安・管理業務の負担が大きくなるため。

(3) 相手方当事者の主張

当該地域には、他の電源の新增設等の開発計画はなく、既設の系統においても連系制約が発生していないことから、発電事業者Aの発電設備が連系するためだけに変電設備を新設する合理性がないと考える。

発電事業者Aが、変電設備の設置のために実施する手続等に関しては、可能な範囲でサポートしたい。

(4) 合意事項

- ① 発電事業者Aは、自らの費用負担により、本件発電設備の連系に必要な変電設備の施工、所有、維持、運用及び保安管理を行う。
- ② 一般送配電事業者Xは、発電事業者Aが上記①を履行するに際し、必要な協力を行う。

2. 2 案件番号2-A 太陽光発電設備の系統連系に関する紛争

(1) 経過

平成28年	12月 27日	発電事業者Bの申請を受理(⇒(2))
	12月 28日	発電事業者B及び相手方当事者となる一般送配電事業者Yに対して受理を通知
	1月 24日	一般送配電事業者Yが不応諾
	1月 31日	一般送配電事業者Yから応諾なかったため手続を終了する旨を発電事業者Bに通知

(2) 申請における主な主張

太陽光発電設備の系統連系に際して、一般送配電事業者Yから回答のあった内容ではなく、発電事業者Bが希望する条件で接続契約を締結したい。

Ⅲ. その他

1. 当機関の紛争解決対応室以外の各部・室に対して寄せられたご意見・ご要望の主な内容

- ・ スwitching支援システムの仕様及び利用方法について
- ・ スwitching支援システムに関連した一般送配電事業者及び小売電気事業者の対応について
- ・ 広域機関システムへの計画提出方法、計画の記載方法について
- ・ 広域機関システムの段階的な運用開始について
- ・ 広域系統整備委員会における検討内容について
- ・ 供給計画の記載方法や提出方法等について
- ・ 系統アクセスの事前相談及び接続検討の方法・回答内容等について
- ・ 系統アクセスの電源接続案件募集プロセスの要件・手続等について
- ・ 連系線の今後の空容量の見通しについて
- ・ 当機関から会員等への依頼全般について
- ・ 当機関業務全般にわたる検討状況及び今後の見通しについて 等

2. 本報告に関する問い合わせ先

電力広域的運営推進機関 紛争解決対応室
TEL: 03-6632-0909
E-MAIL: soudan@occto.or.jp
〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15